

この資料については、「改変・部分利用」を
しないという条件で、あらゆる利用行為を
許諾します

文化庁委託による
「映像コンテンツに係る諸外国の契約実態調査」の
結果等について

2009年10月30日

岡本 薫

(文化庁委託「映像コンテンツに係る諸外国の契約実態調査等に係る委員会」委員)

1. 今回の調査研究に係る基本的なこと

■ 文化庁から示された「政策目標」

「映像コンテンツ」（いわゆる「一次利用」済みのもの）の「流通」（いわゆる「二次利用」「三次利用」…）を「促進」すること。

（注：「流通促進は善だ」という前提）

■ 上記の「目標」を達成するための「手段」（具体的な施策）

今後、文化庁が検討する。

■ 文化庁から委員会に委託された任務

上記の「目標」を達成するための具体的な「手段」（施策）を文化庁が検討する過程での参考とするため、「諸外国の状況」（事実）を調査して整理すること。

注①：いわゆる「fact-finding」な mission であって、「提言」等をするものではない。

注②：上記の政策目標が「正しい」かどうかについて委員会は関知しない。

（多数党の国会議員が多数決で決定するはず）

■ 対象とした「一次利用済みコンテンツ」

- ①劇場用映画
- ②ビデオシネマ
- ③放送番組（実演家録音録画許諾済み）
- ④放送番組（実演家録音録画無許諾）

■ 対象とした「二次利用」「三次利用」…

- ①ネット配信
- ②ビデオ・DVD化
- ③無線放送
- ④有線放送

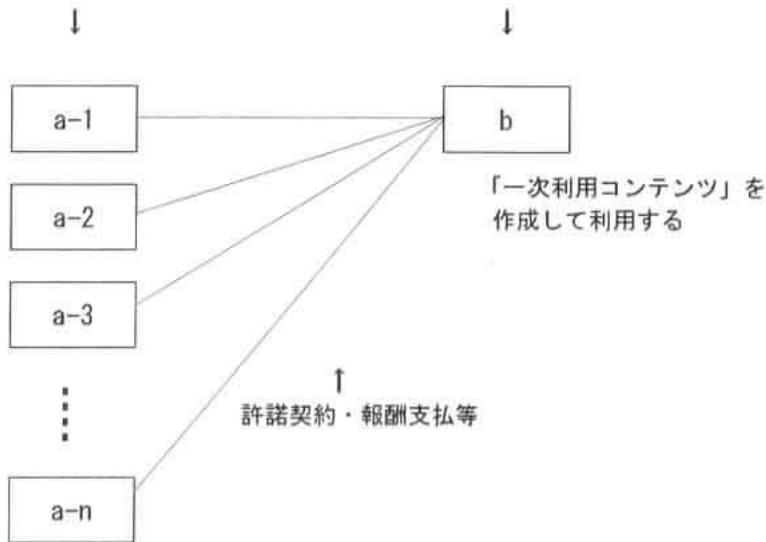
■ 対象とした「外国」

- ①アメリカ
- ②イギリス
- ③フランス
- ④韓国

2. 「一次利用コンテンツ」の作成・利用

「一次利用コンテンツ」の「部品」「原作」等となるコンテンツについて許諾権・報酬請求権等を持つ者

「一次利用コンテンツ」を作成・利用する者
【報告書では「コンテンツ作成者」】

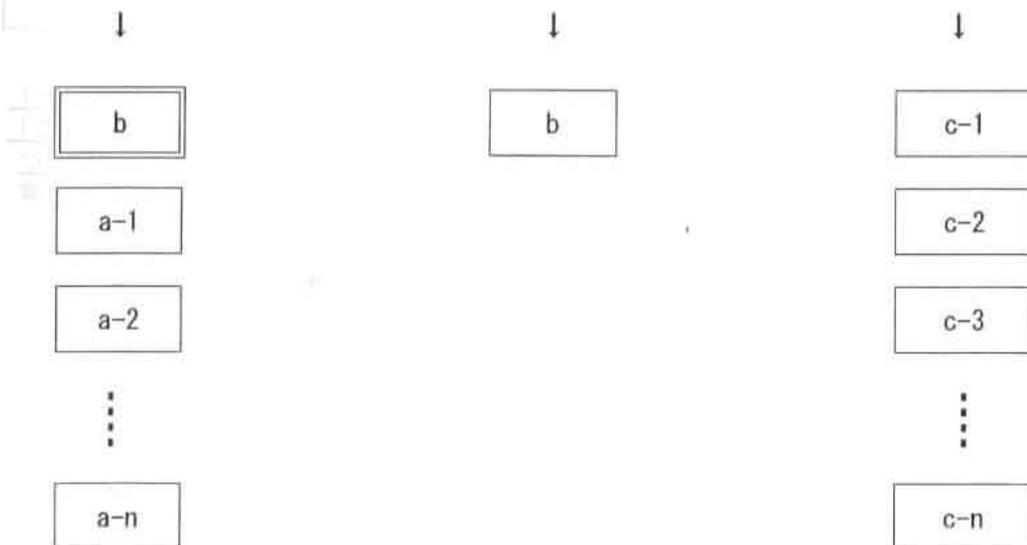


3. 「一次利用済みコンテンツ」の「二次利用・三次利用・・・」

「一次利用済みコンテンツ」の「二次利用・三次利用…」について許諾権・報酬請求権等を持つ者

「二次利用・三次利用…」をしようとする者（その1）
【b自身が二次利用・三次利用…」】

「二次利用・三次利用…」をしようとする者（その2）
【第三者：c-1, c-2…が二次利用・三次利用…」】



● 「報告書」の「A欄」「B欄」「C欄」の意味

「一次利用済みコンテンツ」を「二次利用・三次利用・・・」する場合について…

- ◆ 「A欄」 = 「一次利用コンテンツ」の「部品」「原作」等の権利者(a-1～a-n)と、「一次利用コンテンツ作成者」(b)は、一次利用後の「二次利用・三次利用…」について、法律上どのような権利を付与されているか？

○：許諾権を付与されている
 △：報酬請求権を付与されている、▲：通知が必要
 ×：法律上権利なし

- ◆ 「B欄」 = 「一次利用コンテンツ作成者(b)」自身が「二次利用・三次利用…」する場合、「b」はA欄の各者に対して、何をしなければならないか？(通常はどのような契約になっているか？)(B欄の「b」の部分は自分自身なので「-」)

A欄中のその者に対して…
 ○：許諾を得なければならない
 △：直接に報酬を支払わなければならない、▲：通知が必要
 ×：何もする必要はない

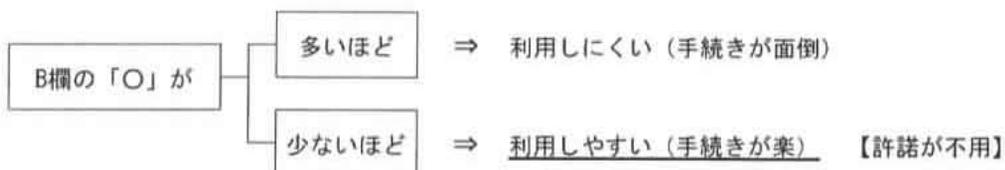
- ◆ 「C欄」 = 第三者(c-1～c-n)がその「一次利用済みコンテンツ」を「二次利用・三次利用…」しようとする場合、「c-1～c-n」はA欄の各者に対して、何をしなければならないか？(通常はどのような契約になっているか？)

A欄中のその者に対して…
 ○：許諾を得なければならない
 △：直接に報酬を支払わなければならない、▲：通知が必要
 ×：何もする必要はない

● 「二次利用・三次利用…」の難易度との関係

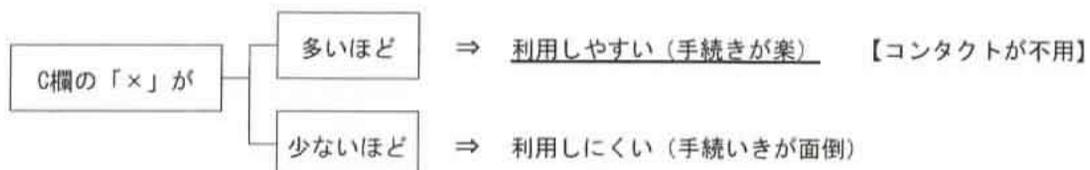
■ 「b」による「二次利用・三次利用…」については…

(注：「b」は「a-1～a-n」のリストを持っているので「△」はあってもよい)



■ 「c-1～c-n」による「二次利用・三次利用…」については…

(注：「c-1～c-n」には「△」も障害になる(「b」が「a-1～a-n」のリストを出さない場合がある))



※ 「c-1～c-n」にとっての理想状態 = 「O」が「1コ」のみで「他は全部×」

● したがって「二次利用・三次利用…の促進」をしたいのであれば…

■ 「b」による利用については…

⇒ 「B欄」の「O」をできるだけ減らせばよい
(「Δ」はあってもよい)

■ 「c-1～c-n」による利用については…

⇒ 「C欄」を「Oは1コのみ」「他は全部×」にすればよい
(「Δ」も障害になる)

※具体的には ⇒ 「一次利用コンテンツ」作成時における「b」と「a-1～a-n」との間の「契約内容」がポイント。次のことをすればよい。

◆ 「B欄のO」を減らす契約方法

⇒ 「b」による「一次利用コンテンツ」の作成時に、「二次利用・三次利用…」についても予め契約して(許諾を得て)おく
(「二次利用・三次利用…」を行うことの報酬の支払いはあってもよい)

◆ 「C欄の×」を増やし「Oは1コのみ」にする契約方法

⇒ 「c-1～c-n」が「二次利用・三次利用…」をする場合の「契約窓口」を、
(「a-1～a-n」と「b」との間の)契約によって、「b」に一本化しておく

具体的には、「a-1～a-n」と「b」の間で、一次利用契約時に…

- ① 「A欄」が「O」である場合も「b」が「a-1～a-n」に代わって「c-1～c-n」に許諾を与えられるよう予め契約しておく
- ② 「c-1～c-n」が「二次利用・三次利用…」を行うごとに「a-1～a-n」に利用料や報酬を支払う場合は、「b」が受け取って「a-1～a-n」に配分するよう予め契約しておく

※ いずれにせよ「一次利用コンテンツ」の契約・作成時に「a-1～a-n」のリストとすべての権利関係・契約関係を明記したドキュメント(米国の「chain of title」のようなもの)を常に整備・更新しておくことが必要。

注：JASRACのような集中管理は、「B欄のOを減らす」ことには有効だが、逆に、その権利者については「C欄を×にできない」という流通の障害を招く

● 調査結果の概要 (「△」と「▲」は合計し「-」の数は「×」に加えるなどの単純化をしている)

劇場用映画 ⇒ ネット配信

	A欄			B欄			C欄		
	○	△▲	×	○	△▲	×	○	△▲	×
日	7	0	5	4-5	0-2	4-7	1	0-1	10-11
米	10	0	2	0-5	4-10	1-7	1	0-1	10-11
英	9	0	3	0-5	1-9	2-10	1	0-1	9-10
仏	5-10	0-6	1-2	0-1	7-10	1-4	1	7	4
韓	8	0	4	0	0-3	8-11	1	0-1	10-11

少ないほど良い ↑ 「1」が良い ↑ 多いほど良い ↑

劇場用映画 ⇒ ビデオ・DVD化

	A欄			B欄			C欄		
	○	△▲	×	○	△▲	×	○	△▲	×
日	7	0	5	4-5	0-1	4-7	1	0-1	10-11
米	10	0	2	0-5	4-10	1-7	1	0-1	10-11
英	9	0	3	0-5	1-9	1-8	1	0-1	10-11
仏	5-10	0-6	1-2	0	7-10	1-4	1	7	4
韓	8	0	4	0	0-3	8-11	1	0-1	10-11

少ないほど良い ↑ 「1」が良い ↑ 多いほど良い ↑

劇場用映画 ⇒ 無線放送・有線放送

	A欄			B欄			C欄		
	○	△▲	×	○	△▲	×	○	△▲	×
日	7	0	5	4	0-2	4-7	1	0-1	10-11
米	8	0	4	0-4	3-8	3-7	1	0-1	10-11
英	7	0	5	0-3	1-8	2-8	1	0-2	9-11
仏	5-10	0-6	1-2	0	6-9	1-4	1	7	4
韓	6	0	6	0	0-3	8-11	1	0-1	10-11

少ないほど良い ↑ 「1」が良い ↑ 多いほど良い ↑

放送番組(実演家許諾済) ⇒ ネット配信

	A欄			B欄			C欄		
	○	△▲	×	○	△▲	×	○	△▲	×
日	8	0	4	3-7	1	3-4	1-7	1	4-10
米	10	0	2	0-5	4-10	1-7	1	0-1	10-11
英	9	0	3	0-4	1-9	1-8	1	0-2	9-11
仏	5-10	0-5	1-2	0	6-9	1-4	1	7	4
韓	8	0	4	0	2-3	8-9	1	0-1	10-11

少ないほど良い ↑

「1」が良い ↑

多いほど良い ↑

放送番組(実演家許諾済) ⇒ ビデオ・DVD化

	A欄			B欄			C欄		
	○	△▲	×	○	△▲	×	○	△▲	×
日	7	0	5	6-7	1	3-4	1-7	1	4-10
米	10	0	2	0-5	4-10	1-7	1	0-1	10-11
英	9	0	3	0-3	2-9	2	1	0-2	9-11
仏	5-10	0-6	1-2	0-2	7-10	1-3	1-3	7	2-3
韓	8	0	4	0	2-3	8-9	1	0-1	10-11

少ないほど良い ↑

「1」が良い ↑

多いほど良い ↑

放送番組(実演家許諾済) ⇒ 無線放送・有線放送

	A欄			B欄			C欄		
	○	△▲	×	○	△▲	×	○	△▲	×
日	6-8	0	4-6	4-5	1-3	4-6	1	1	9
米	8	0	4	0-4	3-8	3-7	1	0-1	10-11
英	7	0	5	0-3	2-8	2-8	1	0-2	9-11
仏	3-10	0-8	1-2	0	7-10	1-4	1	7-9	1-4
韓	1-2	0	10-11	0	2-3	8-9	1	0-1	10-11

少ないほど良い ↑

「1」が良い ↑

多いほど良い ↑

放送番組(実演家無許諾) ⇒ ネット配信

	A欄			B欄			C欄		
	○	△▲	×	○	△▲	×	○	△▲	×
日	9	0	3	7	1	3	1-8	1	3-10
米									
英									
仏									
韓									

少ないほど良い ↑

「1」が良い ↑

多いほど良い ↑

放送番組(実演家無許諾) ⇒ ビデオ・DVD化

	A欄			B欄			C欄		
	○	△▲	×	○	△▲	×	○	△▲	×
日	8	0	4	7	1	3	1-8	1	3-10
米									
英									
仏									
韓									

少ないほど良い ↑

「1」が良い ↑

多いほど良い ↑

放送番組(実演家無許諾) ⇒ 無線放送・有線放送

	A欄			B欄			C欄		
	○	△▲	×	○	△▲	×	○	△▲	×
日	6-8	0-1	3-5	4-5	1-4	3-5	1-6	1	5-10
米									
英									
仏									
韓									

少ないほど良い ↑

「1」が良い ↑

多いほど良い ↑

● **流通促進が善ならもうひとつ「もっと単純な方法」がある**

法改正により「二次利用・三次利用…」については「A欄」を
すべて「×」にしてしまえばよい（「b」のみ「○」を残す）

具体的には ⇒ いわゆる「視聴覚的実演」について法定されているいわゆる
「ワンチャンス主義」を「すべての部品コンテンツ・原作コン
テンツ」（日本のものに限定）に拡大すればよい。

注①：上記の結論は、文化庁からの発注に基づき、「コンテンツの流通（二次利用・三次利用
…）促進」は「良いこと」でありそのみを「目標」とする一という前提で、この目
標を達成できる「手段」をロジカルに導いただけのものであり、他の「目標」を設定・
追加するのであれば、合目的な「手段」は当然に変わってくる。

注②：すべての著作権条約は、「自国のものの保護」は義務づけておらず、自国のものについ
ては著作権・著作隣接権を全く付与しなくても、条約違反にはならない。
（詳細は日本評論社『ジャスラック概論』の第6章を参照のこと）

ただし…

※ 法改正で「A欄を×にする」ことについての3つのコメント

①「流通」と言っても「商業的流通」と「アマチュアによる（ネット上の）流通」
とは全く違う

- ・著作権がなくなると「商業的流通」は止まる
- ・みんなで「あのDVD」をどんどんコピーしてネット配信しましょー！

②オーバービューを欠いたマヌケな法改正が億単位のビジネスチャンスを生み
つつある

- ・「アノ規定」と「コノ規定」を合わせて使ったら？「業界向け規定」をアマが
使ったら？
- ・外資はもう気づいている
- ・前回法改正・今回法改正に重大なスキがあり、次回はもっとスキができる

③民主党が本当に「脱官僚」「政治主導」を実現しているかは著作権政策を見れば
すぐにわかる

- ・他国ではとくに「政治主導」（「全国民に関係」＋「宿命的対立構造が常にある」）
- ・某自民党議員、某民主党議員が言っていたこと
- ・「審議会」＝「官僚組織の一部」、「審議会委員」＝「行政に属する官僚」である
- ・「デジタル補償金」も「保護期間」も…すべて民主党が決めるはず！
- ・「著作権を政治課題にするな」という意見は「民主主義の否定」「憲法無視」

岡本 薫 著

著作権の考え方



岩波新書

869

「すべての人がひと」が著作権に関わるようになるということは、世界の多くの国々で起っているが、既に述べた「宿命的な対立構造」を背景として、多くの国において著作権は、「税制」と並ぶ政治課題になっている。社会の中で対立する利害を調整するのは、本来は「行政」ではなく「政治」の役割であり、関係者が拡大して利害対立が広がるにつれ、「政治の出番」が訪れつつあるのである。

アメリカでは多くの国会議員が、例えば「ハリウッド派」(映画会社の利益を擁護したい)と「シリコンバレー派」(ネット上でのコンテンツ利用を促進したい)に分かれ、国会での細部にわたる論戦と多数決で、著作権の「法律ルール」を具体的に決めている(その国会議員は、当然のことながら国民の意向で選ばれている)。これが、日本国憲法のもとでも想定されている法律の作り方だが、従来の日本ではそうした利害調整を役人に任せてしまう(関係者間の調整を終えた法案を内閣が国会に提出し、国会での修正はあまり行われない)ことが多かった。とこ

ろが今日では、少なくとも著作権の世界では、関係者の爆発的な拡大によって、役人による調整は不可能になりつつある。日本でも、すべてのテーマについてすべての国会議員が「自分はこちらの利益を擁護する」という「立場」を鮮明にし、国会での実質的な論戦と多数決によって、「法律ルール」の具体的な内容が決められるようになっていくべきであろう。

岡本 薫
Okamoto Kuuru

世間さまが 許さない!

「日本のモラリズム対「自由と民主主義」

CHIKUMA SHINSHO

……ところが、「日本のモラリズム」の文化を持つ日本人の多くは、「人々の行動を規制する(社会の)ルール」と「自由である(個人の内心としての)モラル感覚」の区別ができて、**「ルールとモラルの混同」に頻りに陥っている。**

「ルール」と「モラル」 どっちが好き?

ちくま新書

筑摩書房 定価(本体価格740円+税)

③ 「多数決の忌避」が引き起こす民主主義の機能不全

第三は、「同じモラル基準の共有」＝「対立の不存在」を前提とする「日本のモラリズム」が、「多数決の忌避」という傾向によって、(対立の存在を前提とする)民主主義を實踐すべき政治の機能不全を生んでいる、ということである。日本の政治が抱える最大の問題は、よく言われる「お金」ではなく、実は「多数決をしない」ということにあるのだ。

全員が同じ「世間さまのモラル基準」に従うという「日本のモラリズム」の社会は、「同質性の信仰」や「他人と同じであることで安心を感じる」という文化をベースとしている。このため、対立の存在そのものが忌避・隠蔽されて「みんないじょう」「みんながそれぞれ利益を得る」ことが重視され、また「勝者・敗者を明確にすることを避ける」という傾向を生む。その結果、「多数決を忌避する」という傾向が生じる。

前の項で「官僚依存体質」について述べたが、国会議員たちが多くの利害関係者たち(私の主張が「世間さま」のモラル基準だ——とそれぞれ言ってくる人々)の話をすべて聞いて、それぞれの旗幟を鮮明にし、多数決でほとんど法律や政策を作っていけば、官僚依存は生

じない。現に他の先進諸国の多くは、そうなっている。

しかし、日本の国会議員の多くは、選挙民の利害やニーズをキメ細かく咬み上げることもしていないし、また、それらを取捨選択して「敗者・勝者」を決める多数決も避けている。そうした役割は官僚が担われてきた。官僚たちが、所屬する業界の人々のニーズや利害を咬み上げ、国会での多数決に代わる「省庁間調整」で取捨選択してきたのである。

自民党のある「有力国会議員」に至っては、陣営に未だ業界団体幹部に対して「〇〇省の××課長がやると言ったら(役人が利害調整をしてくれると言うなら)私も応援する」と平気で答えていたが、これでは政治主導が実現するはずがない。問題の根本は、政治家がやるべきこと(多数決による取捨選択での政策決定)をやっていないということにあり、だからこそ、霞ヶ関の官僚をターゲットにした改革をいくらやっても、事態が変わらないのである。原因は、官僚たちをコントロールしようとする国会議員たちにあるのだ。

また、与党の若手国会議員が集まって政策に関する勉強会をし、「提言」を公表するようなことがよくあり、著者もそうしたものに関わらせられたことが度々あるが、国権の最高機関を構成する国会議員が、いったい誰に「提言」をすると言うのか。ひどい場合には、「関係省庁に提言する」などと言っていた議員もいたが、本来は自分たちが、与党内・国会内で多数を形成し、その政策案を多数決で与党や国会の政治意思にして、関係省庁に

「命ずる」べきだろう。

「多数派」は「数の暴力」?

日本と同じ議院内閣制をとるイギリスの国会には、予算委員会とか厚生労働委員会とかいった「常任委員会」は存在しない。法案は基本的に「本会議」のみで審議し、どんどん採決していくのだ。なぜなら、首相は国会が多数決で選んでいるのだから、政府(首相)が提出する法案を国会が否決することはあり得ないからである。仮にそのような事態になったら、国会は首相を代えればいい。

このように、大統領制の場合には大統領と国会議員が別々に選挙されるので国会と大統領の間に対立が発生し得るのに対して、議院内閣制の場合には国会が首相を選ぶので、国会と内閣の間に矛盾が生じる余地はない。ではなぜ、日本では「首相公選」が主張されることがあるのだろうか。それは政府(首相)が提案した法案について、与野党対立によってしばしば国会審議が止まり、首相の権限が弱いように見えるからである。しかし、よく考えてみればすぐに分かることだが、国会審議が止まる原因は、首相の「権限」が弱いからではない。単に国会が「多数決をしない」からである。国会が多数決をすれば、イギリスと同様に首相は国会が選んでいるのだから、首相の案はすべて通るはずだ。

では、なぜ多数決をせずに国会審議が止まるのか。それは、野党が欠席するからである。最近でこそこの「審議拒否戦術」は国民の強い支持を得にくくなっているが、かつてはかなり強力な戦術だった。この、野党が欠席すると国会が止まるという状況は、外国人にはなかなか理解してもらえない。「欠席というのは権利を放棄しているのだから、採決してしまえばいいではないか」というのである。

では、なぜ採決しないのか。それは、与党議員が優柔不断だからではない。そこで採決したら、マスコミや国民が「ひどいじゃないか」「あんまりだ」といった「日本的モラリズム」に基づく(ルールとは関係しない)反感を持つからである。そうした世論を背景として野党も、完全にルールに適合した採決であっても「暴挙だ」とか「数の暴力だ」といった批判を展開できる。「数の力」を認めるのが「民主主義」の本質なので、このことは「日本では多数決による民主主義が機能していない」ということを意味している。

ルールに則っていればすべての採決は単に採決であり、本来は「強行採決」という概念があること自体がおかしい。それが「ルール違反」の採決であれば「無効」であり、ルールに則った(採決の実態そのものが多数決で決められている)ものであれば、単なる採決である。「強行採決」という「モラル的にマイナスの意味合いを持つ用語」が存在すること自体が、「日本的モラリズム」と「民主主義」のミスマッチを示しているのだ。「強行採

決」とは、要するに「五回連続欠席」と同じものなのである。

そこでよく主張されるのが、「少数意見の尊重」ということだ。このことばは、「同質性」を基調として対立の存在そのものを忌避する「みんないっしょ」の「日本的モラリズム」にとって、極めて魅力的な概念である。しかし、日本では多くの場合、この概念が誤解されている。「少数意見の尊重」とは、少数派であっても「意見の交換を強制されない」「意見の表明を阻止されない」ということであり、それ以上でも以下でもない。つまりこれは、「少数意見も結果に反映させなければならない」ということでもなし、ましてや「少数派が納得しないうちは多数決をしない」ということを意味するものでもないのだ。

自分の意見が通らなかつたからと言って、憲法をベースとするルールに従って決定された後に(民主的なプロセスで定められている裁判などのシステムを扱うでもなく)「非民主的だ」などと言っているのが、まさに非民主的なのである。少数派の取り扱いも含めて、民主主義においてはすべてが憲法に基づく多数決で進められなければならないが、「異質性・多様性」を前提とする「民主主義」と、「同質性」を前提とする「日本的モラリズム」の間には、致命的なミスマッチがある。

これまで述べてきた、日本人全体の「日本的モラリズム」が国会議員の行動に影響して「多数決の忌避」を招いている——ということに加え、日本人一般ではなく国会議員たちの内輪の世界における「日本的モラリズム」が、「横並び」を目指して「多数決の忌避」を招き、民主主義の機能不全をもたらししている状況もある。

言うまでもなく、国会議員もまた「日本的モラリズム」のもとにあり、「みんないっしょ」「思いやり」「横並び」「分かち合い」の文化にどっぷりと浸かっている。「日本的モラリズム」のもとでは、各「業界」は、いわゆる護送船団方式によって、持ちつ持たれつ「敗者なき世界」を作ろうとするが、国会議員たちも実は「同業者」だ。著者が国家公務員になったときに最も驚いたことのひとつは、先輩から「強行採決というのは、実は野党が与党に頼んでやってもらっている例が少なくない。野党はいかにも聞いているような姿勢を支持者に見せられるし、与党は野党に背しを作る」と言われたことだった。

このように、与野党間にさえ「みんないっしょ」「分かち合い」の体質があるのだから、与党内はなおさらである。与党内で、個々の国会議員が（選挙区のためであれ国民のためであれ自分のためであれ）自分が望むことを「役所にやらせる」という形で実現するためには、「みんないっしょ」に「多数決をしない」のが、実は有利なのだ。これが、日本で政治主導が実現されない最大の理由のひとつである。

政治主導とは、官僚を「政治意思」によってコントロールすることだが、そのためにはまず「何が政治意思か？」ということを経済の世界が統一的に決定・明示することが不可欠だ。しかし国会議員はたくさんおり、それぞれの考え方は同じではないので、統一されたいひとつの政治意思を決定するには「多数決」をするしかない。小選挙区制の採用などさまざまな変化によって自民党の「派閥」は、「多数の国会議員の異なる意見をグループごとに集約する」という機能を失いつつあるが、このため自民党の若手議員の多くは、「もはや派閥単位でモノを決める時代ではない」と言っている。しかしそれならば、「政治意思」を確定するには、多数決しかないはずだ。

ところが、例えば自民党の方針について党内で多数決をしてしまったら、「個々の国会議員がそれぞれ役所に圧力をかける」ということができなくなってしまふ。だから彼らは、あえて多数決をしないのだ。例えば、自民党の政務調査会を構成する各「○○部会」や「××制度調査会」では、原則として多数決は行われず、「過半数一致」で決定をする。つまり各議員には、実質的に「拒否権」があるわけだ。そうした「○○部会」などの場で各議員の官僚が法案や政策案の説明をすると、国会議員たちがさまざまな意見を言うが、中には正反対の方向を向いた意見も出される。

官僚としては、「おっしゃるとおりにしますから、多数決で決めてください」と言いた

くもなるが、多数決はまず行われない。そこで、官僚たちが巡って各議員を回り、個別に了解を得なければならなくなる。○○先生をなだめるために「○○先生選挙区向け補助金」のようなものを新たに作らざるを得なくなる場合もあり、また「○○先生関係業界」の人に会って話を聞かなければならなくなる場合もある。その人が「邪険にされた」と○○先生に告げろすれば、その官僚は、次の「××部会」でヒト目にあふ。

このような構造を見れば、国会議員が「みんないっしょ」にそれぞれの意思を実現するためには「多数決をしない方が有利だ」ということが理解できよう。多数決をして政治意思を統一してしまつたら、各議員が「個別に拒否権をチヤツカせて」官僚に影響力行使するチャンスが失うからである。これが、著者が「政治主導と政治家主導の混同」と呼ぶ状況である。

このように、「多数決による政治意思の統一」が行われないと、政治家たちは常にバラバラの状態になり、官僚の力が一層強くなる。国会議員たちは「政策を作る」のではなく、官僚たちが作った政策を「しつこく承認する」（そのための見返りも得る）という存在になり、大臣まで「お飾り」になってくる。日本ではほとんど誰も疑問に感じていないようだが、そもそも「政府・与党○○連絡会議」などというものがあること自体が、異常なのだ。「与党が決定したことを（国会の議決を経て）政府が実施する」という正常な状態になって

いれば、与党が上位で政府（各省）はその決定に従うだけであり、両者が対等の立場で協議するような場はあり得ないからである。日本の政治家は、与野党を問わず「政治と霞ヶ関の共存共栄」とか「協力しない官僚は許してもらおう」などとよく言うが、これらはいずれも官僚を「対等視」しており、上司（国権の最高機関）としての自覚に欠けている。

この原稿は自由にコピー・配布していただくかまいません

地球温暖化を 歓迎する

岡本 薫
政策研究大学院大学教授



筆者は、地球温暖化は良いことだ
と思っている。

その理由は、人類の文明の主たる
担い手となっている民族について、
そろそろ「選手交代」をすべき時期だ
と考えているからだ。

地球が怒る「温暖化敵視」

そのことを論じる前にまず、地球
温暖化を含むいわゆる環境問題の本
質を示しておく。環境問題とはそ

もそも、絶対的な「善悪」の問題では
なく、相対的な「損得」の問題だ。し
たがって環境の変化とは基本的に、
「誰かにとっては得」「他の誰かにとつ
ては損」というものなのである。

環境の「環」も「environment」の
「viron」もともに、誰かを中心とした
「輪(周り)」を意味する。すなわち環
境とは、「特定の主体」から見た「周り
の状況の良し悪し」という相対的な概
念であり、「良い環境」「悪い環境」と

は、その「特定の主体」にとつての「得
な状況」「損な状況」ということだ。

したがって、その主体を誰とする
かにより、ある主体にとっては「良い
環境(得な状況)」が、別の主体にと
つては「悪い環境(損な状況)」だとい
うのが普通である。例えば、「嫌気バ
クテリア」にとっては「酸素がない」
のが「良い環境」「得な状況」なのだ。

皮肉な人は、「サハラ砂漠では環境
を良くすると言つて「植樹」をしてい

るのに、鳥取砂丘では、温暖化で環
境が変わってしまったと言つて「除
草」をしているのはおかしい」などと
言うが、これは全くおかしくない。

「良い環境」とは「ある特定の主体」

にとつての「好ましい状況」を意味す
るので、サハラ砂漠の人々が「木が欲
しい」と思えば「木があるのが良い環
境」であり、鳥取砂丘の人々が「草は
生えないで欲しい」と思えば「草がな
いのが良い環境」なのである。このよ
うに、「主体」が異なれば「何が良い
(得な)環境か?」ということは、正
反対になる場合もあるのだ。

日本では、いわゆる「地球環境問題」
のことを、「地球」を主体とした「地球
にとつての環境問題」と誤解してい
る人が多いが、これは大間違いだ。
地球が主体なら、その場合の環境(地
球にとつての環境)とは、太陽活動
の変化とか、月の引力の状況とか、
彗星や小惑星や隕石のコースなどの
ことになる。

一般に「地球環境問題」が論じられ
るときの「環境の主体」は、地球その

ものではなく「地球上の誰か」であ
る。つまり、地球環境問題とは、そ
の誰かを主体とした場合の「地球規模
での環境問題(地球規模でどのよう
な状況になるとその主体にとつて得
か)」という問題なのだ。

したがって、「地球のため」「地球に
やさしい」「地球を守ろう」「地球が悲
鳴を上げている」などといった発想や
言い方は、すべて根本的に間違つて
いる。地球が聞いたら怒るだろう。

「縄文時代に戻る」だけ

ところで、地球の気温は現在上昇
しつつあるが、今のペースで温暖化
が進んでも、西暦二一〇〇年の気温
は、実は「縄文時代と同程度」にすぎ
ない。要するに「縄文時代の気温に戻
りつつあるだけ」なのだ。

縄文時代の気温は現在より数度も



地球温暖化で構するのは誰だ (写真提供/共同通信社)

高く海面も数メートル高かったが、「縄文時代の地球」は「とんでもない状況」だったのか。もちろんそんなことはないだろう。このことだけを見ても、現在の大騒ぎの愚かさが分かる。

縄文時代よりも前の時代を見ると、百数十万年前の人類誕生後だけを見ても、地球の気温や二酸化炭素濃度は非常に激しい変動を続けてきており、海面が現在よりも三十メートル以上高かった高温期が何回もあった一方で、逆に百メートル以上低かった低温期も何回もあった(図1)のグラフの第四紀。

また、人類誕生前の時代の地球の気温は、前記のような、海面が現在よりも三十メートル以上高かった高温期よりも、さらに高温だった(図1)の第三紀)。恐竜が跋扈していた時代(図1)のグラフには含まれて

いないさらに昔)の地球は、それよりもさらに高温だったのである。北極の氷は存在しなかった時代の方がはるかに長く、また、北海道に行くところ珊瑚礁の化石が多くあるのだ。

このように、常に大きく変動してきた地球の気温を見れば、現在起きている程度の温暖化で「地球が大変なことになっている」とか「地球が悲鳴を上げている」などと言うことの愚かさは明白である。地球は、現在の温暖化よりもはるかに激しい気温変化を経験してきており、この程度の気温変化で「地球がとんでもないことになる」はずがないのだ。

人類がいくら二酸化炭素を出しても、海面を三十メートル引き上げるには相当の時間がかかるだろう。ましてや、それ以前の時代ほどの高温にはならない(仮にならなくても、そ

んな変化が起きれば人類は二酸化炭素を出せない状況になる)。

地球の気温は、人類の活動には関係なく今後もこれまでとおりの大変化を自然に続けていくだろうが、それを人間の微々たる活動でどうこうしようというのは、むしろ「人類の奢り」だろう。

要するに、多くの人々が「普通の気温」と思っている気温は、激しい温暖化・寒冷化を繰り返してきた地球の歴史の中で見れば、「たかだか過去二百年程度の瞬間的なもの」にすぎないのである。

悲鳴をあげているのは誰か

では、「悲鳴をあげている」のが「地球」ではないとしたら、それはいったい誰なのか。別の言い方をすれば、温暖化によって自分たちの周囲が「損

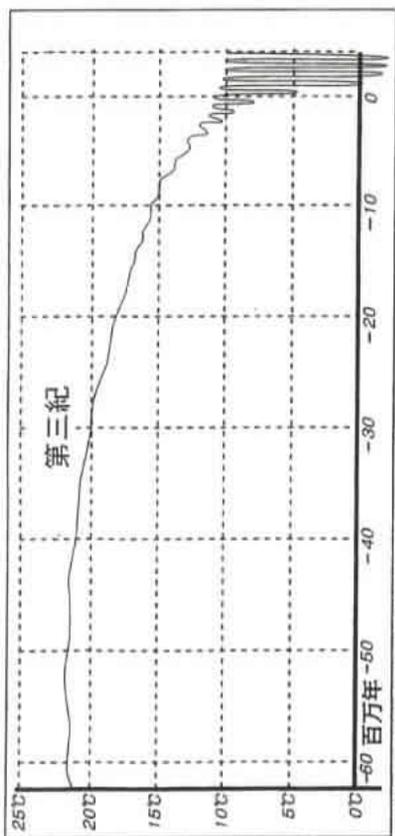


図1) ヨーロッパ中部の年平均気温 (注: このグラフは約180万年前を「0」としてしています)

な状況になる」のは誰なのか。

日本人が「梅雨前線」と呼んでいる前線は、実は常に地球を一周しており、北半球にはそうした前線が三本ある。その真ん中のものが、日本人が梅雨前線と呼んでいるものだ。

これらの前線は季節によって上下するが、三本の前線が上空を上下する帯状の地域(アフリカの熱帯雨林地域、ヨーロッパ、日本など)では雨が降りやすいが、前線が来ない中間の地域(サハラ、エジプト、中近東など)では雨が降りにくく乾燥する。

前線が通過する帯の下にあっても雨が少ない地域や、前線が通過しない場所でも雨が降る地域はあるが、一般的に言うと、前線が通過する帯の下が湿潤になりやすい。

二二ページの「図2」の濃い帯状

の部分、前線が通過する湿潤帯だ(なお、一番南の前線は常に南極大陸上を一周しているため、この図には出てこない)。

北半球について言えば、地球全体が温暖化するとこれらの三本の帯(とその間の乾燥帯)全体が北上し、寒冷化すると南下する。

現在は気温が上昇しつつあるため、これらの湿潤帯・乾燥帯はともに、北半球では北上しつつある。このために、「境目の地域」では大干ばつや大洪水が起こっているのだ。新たに湿潤帯に入った所では大洪水が起きやすく、逆に、新たに乾燥帯に入った所では大干ばつが起きやすい。

「温暖化で水が足りなくなる」などと言っている人がいるが、これは全くの間違いだ。地球全体の雨の量が極端に減るはずがない。温暖化で海面

が上昇して海が広くなれば、むしろ総雨量は増える可能性が高いのだ。

要するに、多くの人々が「いま雨の降る所」に住んでいるだけなのである。だから、湿潤帯・乾燥帯がズレると、人が多く住む湿潤帯が乾燥帯に入り、「地球全体で水が減った」という錯覚に陥るだけなのだ。

大規模な気候変動が起きて湿潤帯が乾燥帯にズレたとき、過去の人類は新たな湿潤帯へ移動していった。これが、過去に何回も起こり、歴史を変えてきた「民族大移動」である。

ところが現在の人類は愚かにも「国境」というものを作ってしまった。つまり自分たちが勝手に「移動しません」と宣言して、傲慢にも地球の気候の方をコントロールしようとしているわけだ。

地球規模での環境を考えようとい

うムーブメントは、これまでの「人類のわがまま」の反省の上に立っているように誤解されているが、実はむしろ「人間は自然をコントロールできるはずだ」という同じ着りに基づくものだろう。

【図1】をしつと眺めてみれば、地球の温度を人間がコントロールしようとするこの愚かさや傲慢さがよく分かる。

ヨーロッパは急激な乾燥化

ところで、現在よりはるかに高温だった「縄文時代」には、北半球の三本の湿潤帯やその間の乾燥帯は、すべて現在よりも北に寄っていた。例えば、中近東、エジプト、アラビア、サハラなどは、湿潤帯に含まれていたのである。

だからこそ、この時代に、メソポ

タミアやエジプトで文明が起きたのだ。現在のような乾燥状況で、あのような文明が発祥するはずがない。

しかし、その後五千年間の低温下で湿潤帯が南下してしまつたために、これらの地域は乾燥帯に入つて砂漠化し、逆にヨーロッパが「人間にとつて良い(得な)環境」になつたのだ。

地球全体が温暖化して西暦二一〇〇年あたりに「縄文時代の気温」に戻れば、単純化して言えば「いま南で起こつていること」が「北にズレる」ので、中近東、エジプト、アラビアなどはまた湿潤化して環境が良くなる。

しかしヨーロッパでは、簡単に言つてしまえば「サハラ砂漠が上がつてくる」ようなことになり、急激な乾燥化が起こる。

さらに、北極の氷が溶け出すと

地球全体が温暖化するのに、ヨーロッパはその冷水によつて逆に寒冷化する。要するに地球温暖化でヨーロ



【図2】前線が通過する湿潤帯

ップは、「砂漠化+寒冷化」という最悪の環境変化に見舞われることになるのだ。

このことが分かっているために、ヨーロッパ人たちは「自分たちにとつて得」な状況を作ろうとして、「地球全体が大変なことになりつつある」という大キャンペーンを張っているのである。

中近東やシベリアには有利

しかし、中近東・エジプト・アラビア・サハラなどは、地球全体が「縄文時代の気温」に戻ると、人間にとつての環境が非常に良くなる。だからこれらの地域では、実は「温暖化待望論」も多いのだ。

また、シベリア・アラスカ・グリーンランドなどの寒冷地も、温暖化すればそこに住む人々にとっての環

境」が良くなる。北極の氷が溶け始め、北極海の海底資源を使えるようになったため、先日「関係五カ国」による国際会議」が初めて開催されたが、このことは「得する人々もいる」ということを如実に物語っている。

もちろん、「現時点で得をしている人々」は「我々はどうなつてもいいというのか」と言うだろう。しかしそれなら、「寒冷地で凍え死んでいる子どもたちや、乾燥地で飢え死にしている子どもたちはどうでもいいというのか」とも言えるのだ。

どちらの利益を重視・優先するかは個々人の思想信条良心の自由だが、ここで言いたいことは、「地球温暖化の是非とは、このように、全人類共通の善悪の問題ではなく、人々の間で利害が対立する損得の問題(相対的問題)だ」ということだ。

つまり、「地球全体が温暖化する」ということは、「地球全体を放射能で汚染する」という(少なくとも人類を環境の主体とすれば)「人類全員にとって損」という問題とは、根本的に違うのである。

アメリカが最近になって温暖化対策にやや積極的になってきたのは、「このまま温暖化が進むと、西ヨーロッパは乾燥化・寒冷化して悲惨な状態になり、他方でロシアは、膨大なシベリアの地下資源や北極海の海底資源を使えるようになって強大化するのだから、百年後には西ヨーロッパがロシアに支配されると悟ったから」だといううがった見方もできる。

「利害」にうとい日本人

このようにこの問題は、基本的に国際政治(国際的な利害対立)の問

題なのだが、お人好しの日本人たちは、「地球がかわいそう」などと言っているうちに、また世界から取り残されていくだろう。

筆者は相対主義者であるため、実は温暖化でも寒冷化でもどちらでもよいのだが、「この問題は相対的なものなのだ」ということを理解してもらうために、あえて「温暖化賛成」と言っている。

「誰の利益を優先するか」という視点をちよつと変えれば、「ヨーロッパ人は過去数百年間、主要な文明の担い手として地球を汚し続け、かつ、乾燥地や寒冷地の途上国の人々を虐げてきたのだから、そろそろ文明の担い手が代わってもいいのではないか」とも言えるのであり、筆者は当面この立場を取る。過去の歴史を見ても、民族の興亡をもたらしてきたのは、

多くの場合「気候変動」なのだ。

ちなみに、日本人が「日本人の利益はヨーロッパ人の利益と運動する」と考えて、温暖化防止に走るのもまた、自由である。

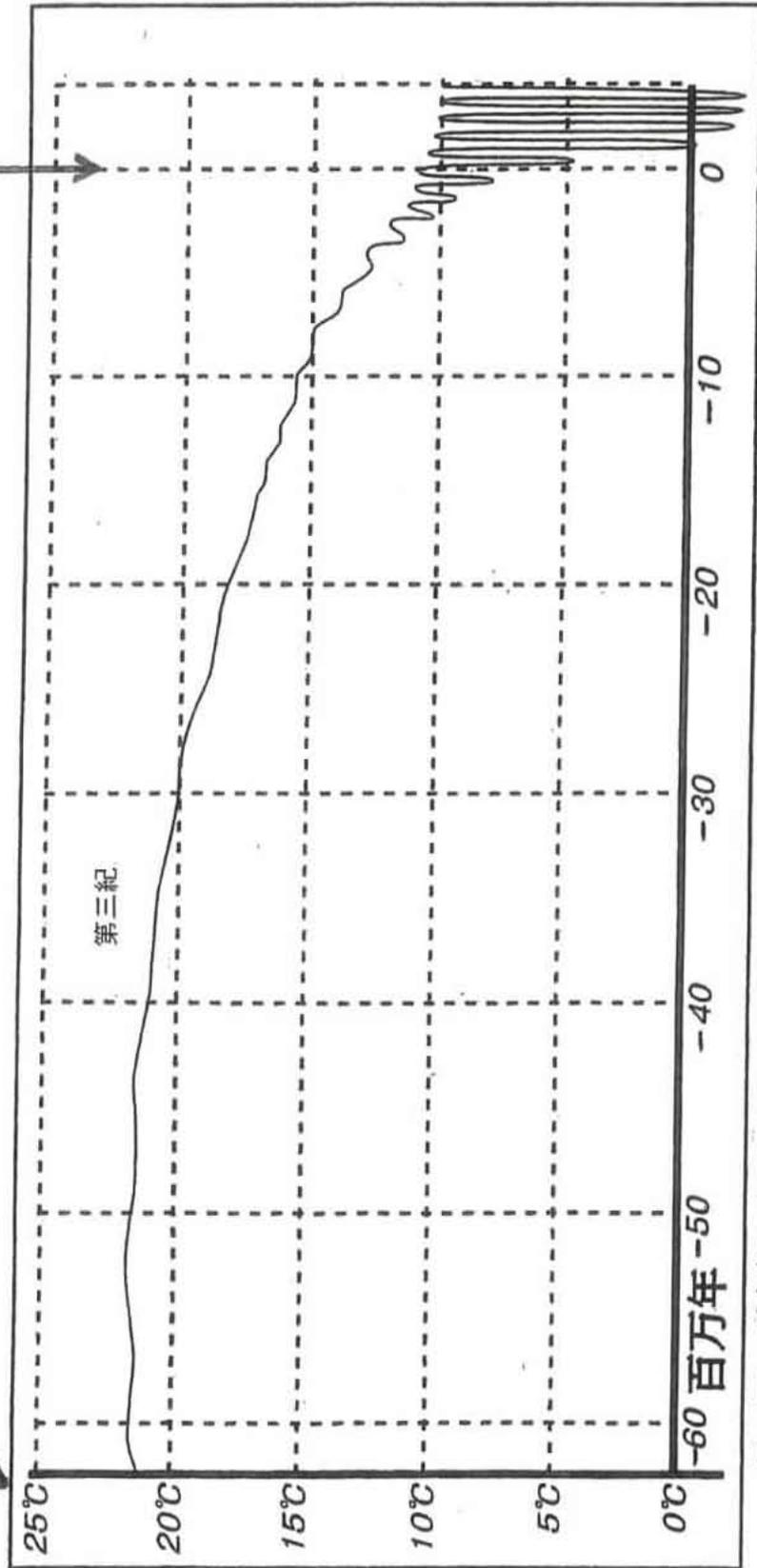
しかしそれは決して「地球のため」ではなく「自分たちの利益のため」であつて、「実は温暖化によって救われる人々」の利益を犠牲にしようとしているのだ——ということだけは、心に留めておいてほしい。

おかもと ちかおる

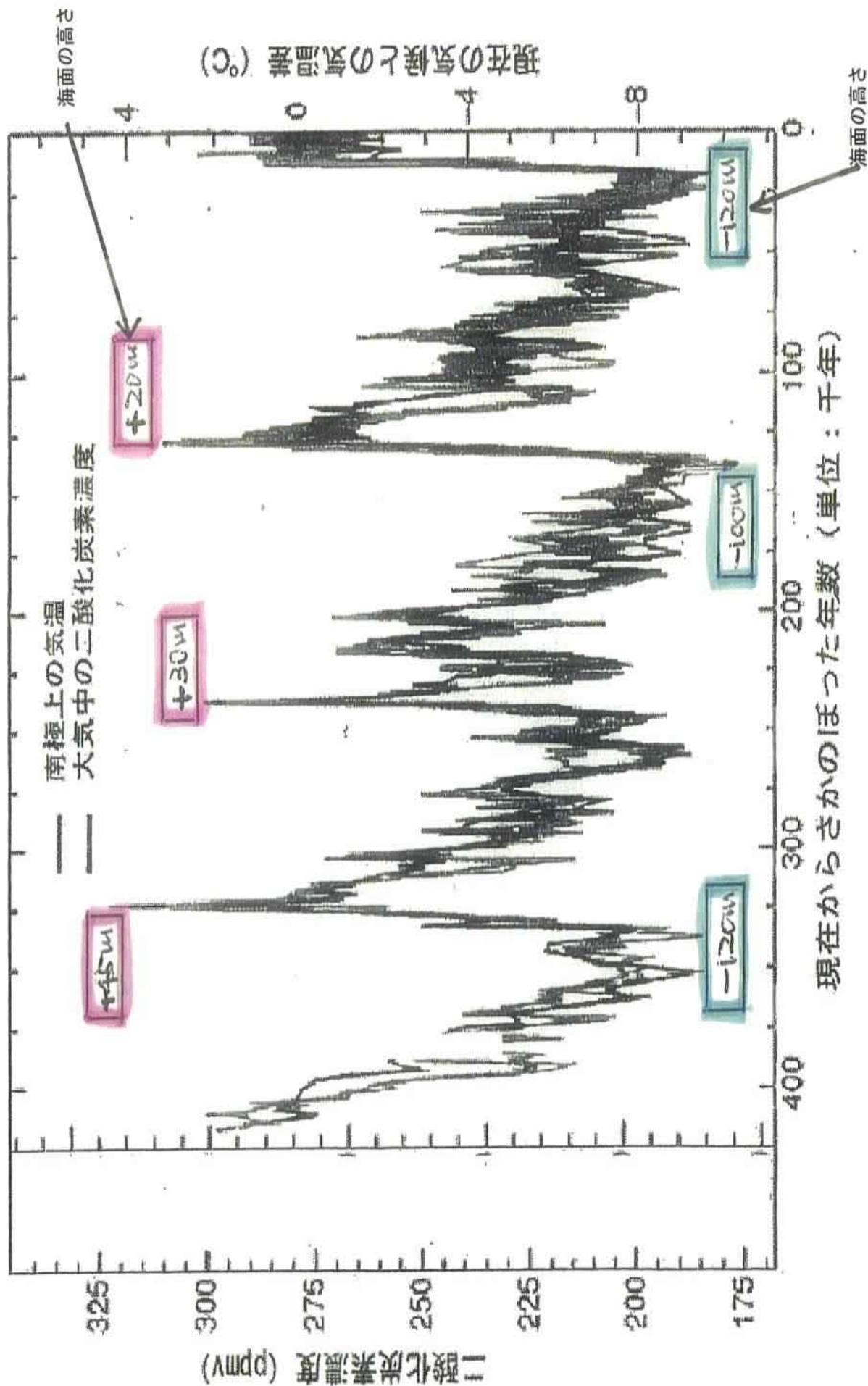
東京大学理学部卒。専門はエンバイロメンタル・スタディーズ。OECDで国際公衆衛生を専攻。日本政府では文部科学省副長・内閣参事官などを歴任。二〇〇六年一月から現職。著書に『五五手裏によるメキシメントコロサス分析』(産経新聞)、『日本を巡る世界情勢』(講談社現代新書)、『誰が誰を食うのか』(岩波新書)など。

巨大隕石の衝突
(地球の寒冷化で恐竜が絶滅)

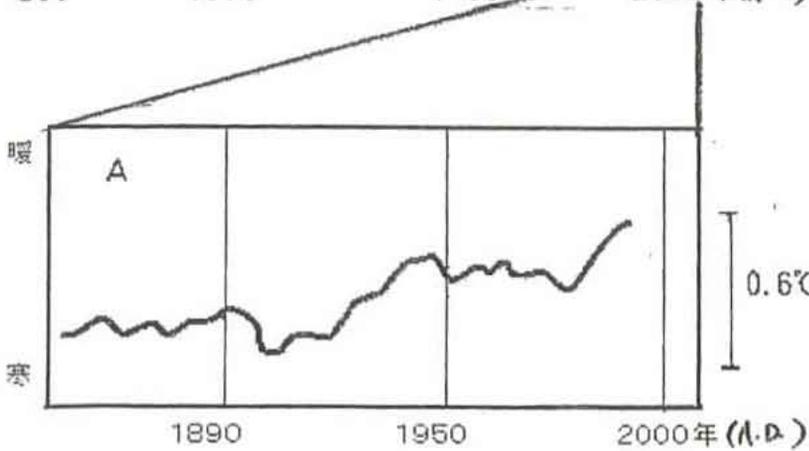
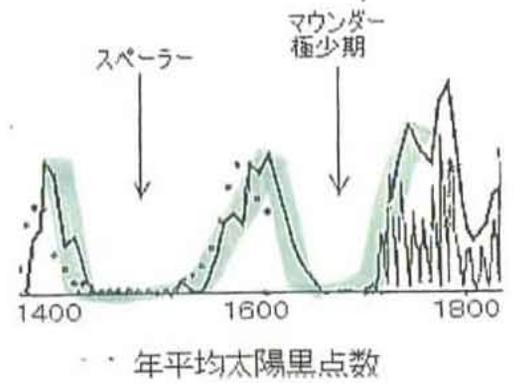
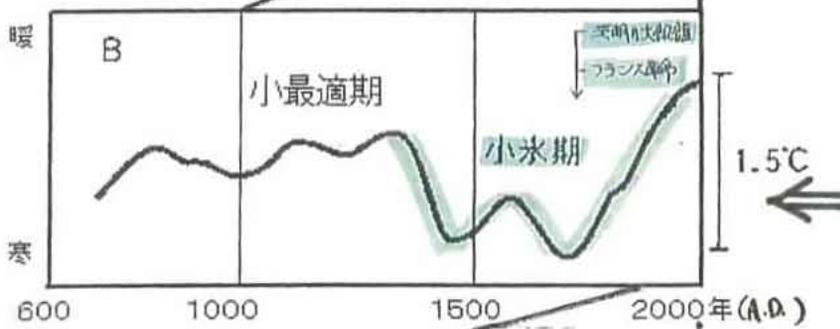
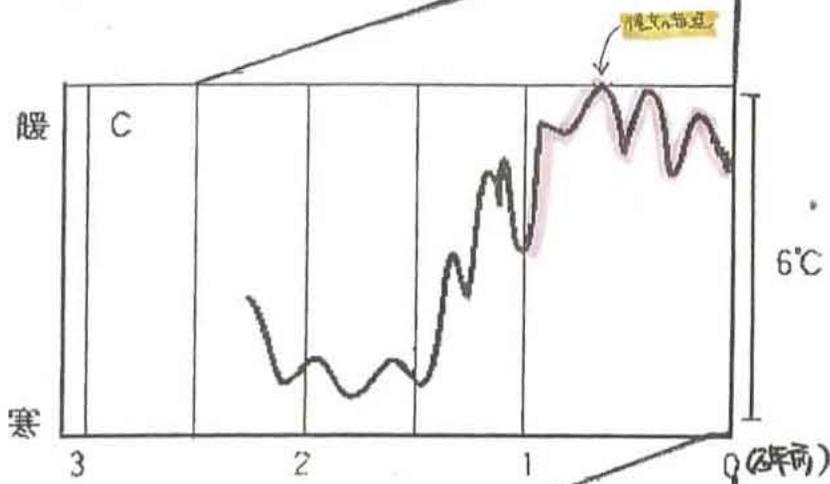
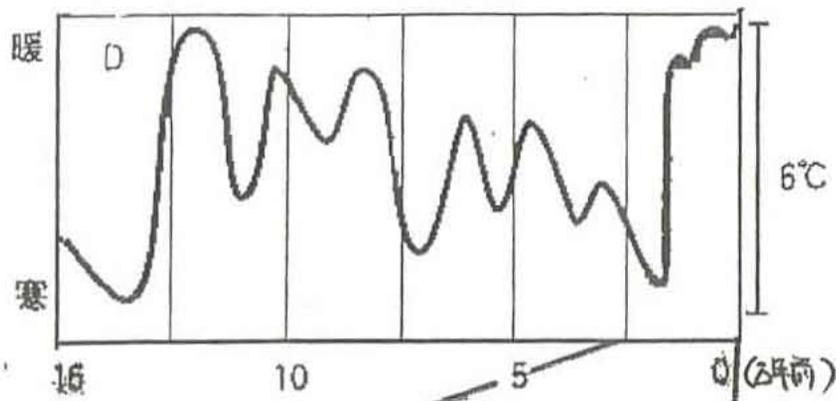
百数十万年前
(人類誕生のころ)



ヨーロッパ中部の年平均気温 (注: このグラフは約180万年前を「0」としています)



現在からさかのぼった年数 (単位：千年)



2009年に太陽黒点数が「0」になっており、小氷期に入る可能性がある

今のペースで温暖化が進んでも西暦2100年の気温は「縄文時代と同程度」

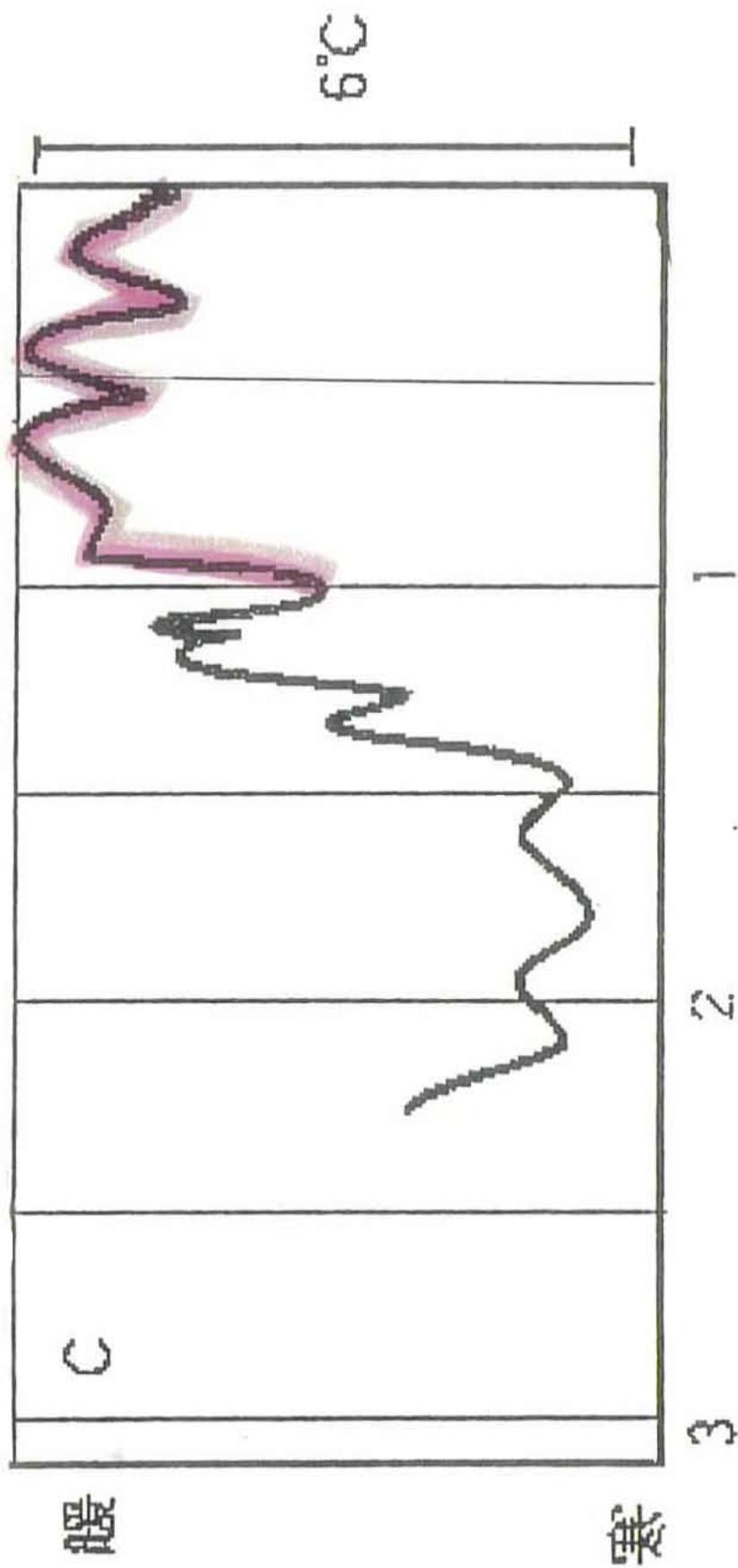
地球温暖化は「縄文時代に戻りつつある」だけのこと

それでも13万年前・23万年前・33万年前・300万年以上よりはるかに「低温」

縄文時代

(今よりずっと暑かった!)

(海面も数m高かった!)



過去2万年の気温変化

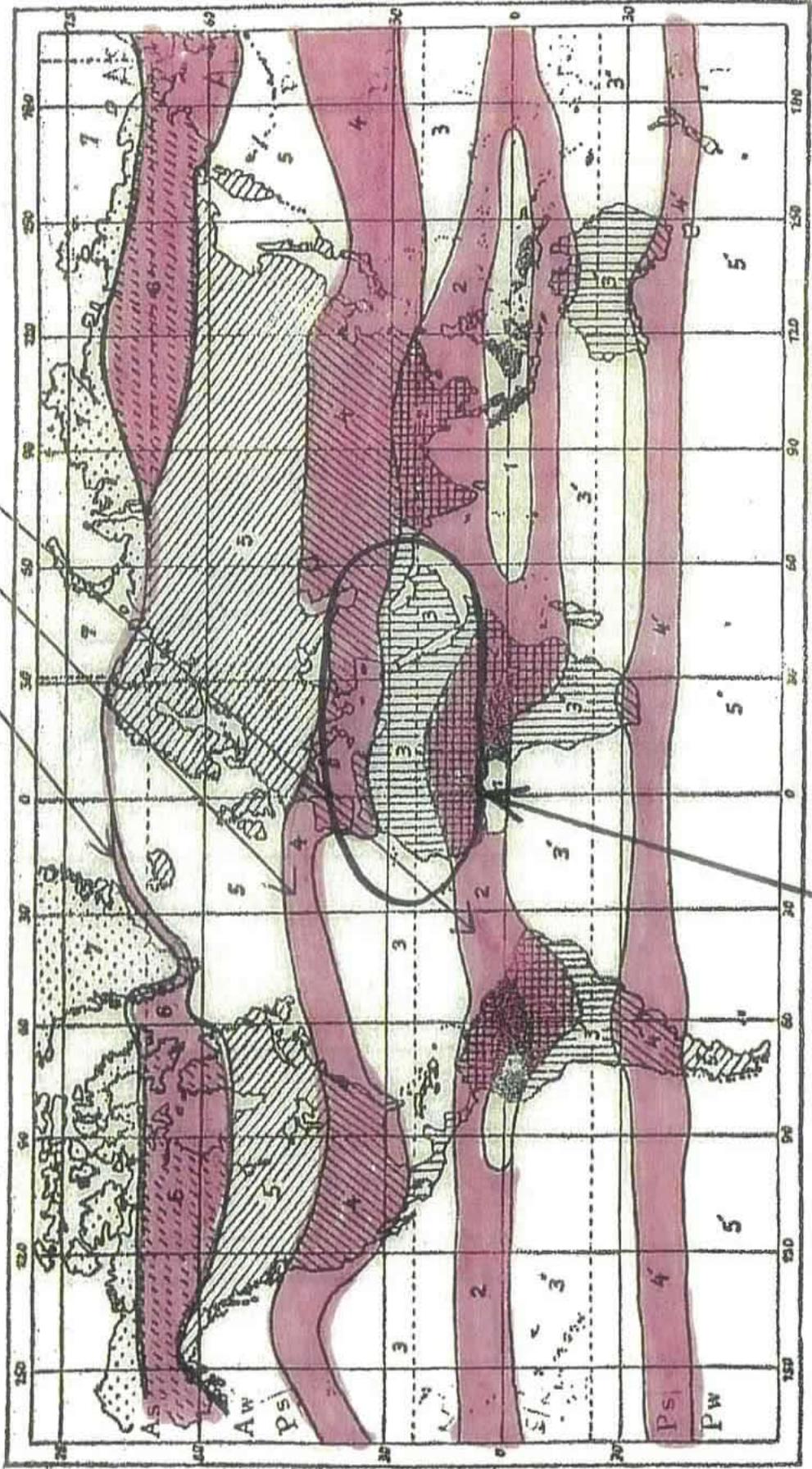
北半球の3本の前線(常に地球を一周)が
季節により南北に動く範囲

2番目の前線を日本人は「梅雨前線」と呼んでいる

北半球では...

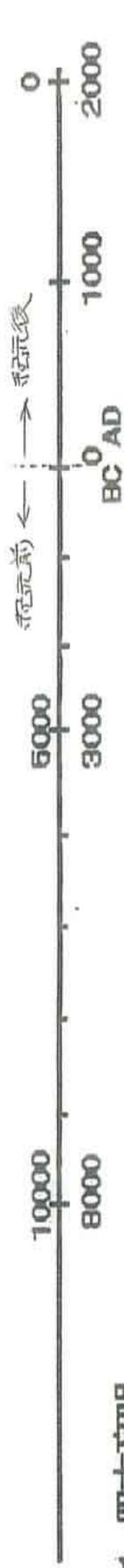
温暖化 ⇒ 全体が北上
寒冷化 ⇒ 全体が南下

(縄文時代は全体が北にズレていた)



地球の「寒冷化」によってメソポタミア・エジプト・サハラ文明が滅びた

(温暖化で「縄文時代の気温」に戻ればまた雨が降って豊かな土地になる)



1. 四大文明

(1) メソポタミアとその周辺(中東)
 最古の都市エリコ(農耕、牧畜) (BC.9000)

かんがい農業 (BC.6000)
 エリコの国 (BC.5000~5000)

カナンの移動 (BC.3500)

アの洪水 (BC.2800)

砂漠化

シュメール: ギルガメッシュ伝説(蘇の番人, 牛, 大洪水)
 旧約聖書

河川かんがい農業(エジプト) (BC.3500)

砂漠化

(2) エジプト
 (3) インダス
 ハラッパ, /モヘンジョ・ダロ(インダス) (BC.2500)

長江
 コメ、アユ (BC.5000)

黄河文明
 粟→コメ (BC.4500)

水と蘇の大地
 ヲウ、カバ、サイ (BC.8000)

ラクダ (BC.500)

砂漠

タツシリ・ナジエール(トアレグ語: 水鏡のある大地/洞窟壁画)

ヒナシ・サマール(縄文の海鏡)

海面が3~5m高かった時代(縄文の海鏡)

海面が100m低かった時代

海面の上昇(平安の海鏡)

縄文時代

気候変化

小氷期